平成２３年（フ）第２７６号
愛知県豊橋市吾妻町68番地
債務者　西崎　隆正
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺部　光敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２２０号
三重県四日市市大矢知町462番地６
債務者　伊藤　誠造
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
奈良県葛城市南道穂30番地11
債務者　南島　正明
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　宗彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
福井県越前市芝原１丁目３番15号
債務者　竹野　正一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９８号
愛知県春日井市中切町１丁目５番地１　アーバン・シャトレ202号
債務者　新谷可奈子（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　説田　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６０号
札幌市北区屯田６条２丁目10番12号　ケイズアパート102号
債務者　坂東　令崇
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８１３号
北海道千歳市真々地１丁目６番13号
債務者　山田　孝彦
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２号
愛媛県南宇和郡愛南町古月181番地
債務者　宮崎　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第６３号
愛媛県南宇和郡愛南町古月181番地
債務者　宮崎　明枝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３３０号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東2819番地46
債務者　松本　龍貴
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３３１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東517番地澤田ホーム201号、前住所熊本県上天草市姫戸町姫浦3055番地102
債務者　松本ひで子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６０８号
熊本県上益城郡御船町大字滝川948番地１
債務者　下田　龍喜
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４２４号
大分市大字駄原999番地の４
債務者　森田　克己
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　靖之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６２号
北海道北見市北斗町２丁目４番12号
債務者　佐藤絵里奈
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
青森県上北郡おいらせ町下前田８番地10
債務者　土橋　　満
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第７４号
青森県十和田市東二十四番町17番20号　コーポラスセゾン102号
債務者　鈴木　栄男
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３４３号
埼玉県春日部市大枝89番地武里団地３街区32棟102号
債務者　四十八願公一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係